

本件、許可してよろしいか、お伺いします。

課長	課長代理	係長	管理係長	係

新規	継続	変更
----	----	----

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 法定外公共物占用許可申請書

高石市長 殿

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名称)  
連絡先 TEL

高石市法定外公共物管理条例第4条の規定により許可を申請します。

占用場所	高石市 丁目 番 地先						
名称	1、里道敷 2、水路敷 3、その他( )						
占用目的							
占用物件	占用員数			工事(掘削)員数			復旧種別
	外径又は幅	延長	面積	幅	延長	面積	
	m	m	m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>	
占用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
工事期間(予定)	許可 日 から令和 年 月 日まで						
復旧方法						受付印	
工事実施の方法							
添付書類	位置図、地籍図(写し)、土地登記簿謄本、境界確定図(写し) 現況平面図、現況断面図、工作物構造図(平面図・断面図)、求積図 現況写真、工事仕様書、利害関係者の同意書、その他必要書類						
備考	該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。						

保証人

住所

氏名

起案日	令和 年 月 日
決済日	令和 年 月 日
許可日	令和 年 月 日

法定外公共物占用料 1年につき 円

(ただし 年度は 円)

新規	継続	変更
----	----	----

(様式第3号)

# 法定外公共物占用許可書

高石市長 殿

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称)

連絡先

TEL

占用場所	高石市 丁目 番 地先						
名称	1、里道敷 2、水路敷 3、その他( )						
占用目的							
占用物件	占用員数			工事(掘削)員数			復旧種別
	外径又は幅	延長	面積	幅	延長	面積	
	m	m	m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>	
占用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
工事期間(予定)	許可 日 から令和 年 月 日まで						
復旧方法							
工事実施の方法							
添付書類	位置図、地籍図(写し)、土地登記簿謄本、境界確定図(写し) 現況平面図、現況断面図、工作物構造図(平面図・断面図)、求積図 現況写真、工事仕様書、利害関係者の同意書、その他必要書類						
備考	該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。						

高石許可第 号  
令和 年 月 日

上記の申請については、次の条件を付けて許可する。

高石市長

印

法定外公共物占用料 1年につき 円

(ただし 年度は 円)

# 条 件

1. 高石市法定外公共物管理条例及び施行規則を遵守すること。
2. 法定外公共物管理上又は法定外公共物に関する工事のため、当市において必要と認められた場合は、本許可について、条件を増減し、又は変更もしくは取り消しし、無償で工作物の撤去又は位置の変更を命ずることがある。これにより損害が生じる場合があってもその賠償を請求することができない。
3. 占用期間満了後、引き続き占用を希望する場合は、期間満了の日の1ヶ月前までに「(継続)法定外公共物占用許可申請書」を提出すること。
4. 占用に係る事項を変更しようとするときは、「(変更)法定外公共物占用許可申請書」を提出して許可を受けること。
5. 次の各号の一に該当するときは、その事実を証する書面を添えて、遅滞なく市長に届け出ること。
  - (1) 氏名(法人にあたっては、その名称及び代表者の氏名)又は、住所(法人にあたっては、その所在地)を変更したとき。
  - (2) 法人が合併したとき。
  - (3) 相続により占用を継承したとき。
6. 占用の権利を他人に譲渡したり、担保その他私権の目的に供したり、占用区域又は、占用物件を他人に使用させてはならない。
7. 占用物件の損傷、汚損等により法定外公共物管理上、交通上、又は、公益上支障を生じないようにその維持に努め、適正に管理しなければならない。
8. この許可の目的である通路橋は、通行の用に供するためのものであるため、物を置いたり、駐車場として利用してはならない。
9. 法定外公共物に関する占用又は工事については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
  - (1) 「許可書」又はその写しを現場責任者に携帯させ、本市係員が要求したときは、これを提示すること。
  - (2) 必要があれば、道路における危険防止その他の安全について、所轄警察署長と協議のこと。
  - (3) 着工前に試掘等により地下埋設物件を把握し、それらの管理者と保安対策について充分に打ち合わせて、事故の発生を防止すること。
  - (4) 地元住民に工事説明を充分行っただけで着工すること。
  - (5) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
  - (6) 工事中は、原則として道路の一方は常に通行を確保すること。
  - (7) 工事用資材、残土等を路面上にたい積し、又は散乱させないこと。
  - (8) 道路管理用のプレート等(基準点・多角点・明示板・管理区域板)をやむを得ず撤去する場合は、市長に届け出、承認を得た後、速やかに復元すること。
  - (9) 一度の掘削範囲(延長)は、工法上可能な限りにおいて最小限にとどめ、埋設、埋め戻しを行いつつ、次の掘削に移る逐次掘削方法をとること。ただし、工法上直ちに埋め戻す事が不適当な場合は、堅ろうに、かつ周囲の路面と段差がないように覆工を施すこと。
  - (10) 埋め戻しは川砂又は海砂を使用し、数層に分けて段階的に確実に締め固めること。
  - (11) 工事施工にあたっては、見やすい位置に、予告(通行禁止の場合)標識を掲示し、保安対策に万全を期し、工事中は監督員を常駐させ、責任をもって現場管理を行うこと。
10. 本許可及び本許可に係る工事に起因して、発生した事故や苦情、又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に届け出るとともに、許可を受けた者の自己責任において処理解決し、その損害を賠償しなければならない。